

FBIA製品認証登録マーク規程

(令和2年4月1日制定)

(2021年9月1日改正)

一般社団法人ファインバブル産業会

(適用範囲)

第1条 本規程は、FBIA製品認証登録マーク等（以下、「マーク」）の意匠、付記、説明について定める。

(用語)

第2条 本規程では、次に掲げる用語を用いる。

(1) 認証登録マーク

認証登録マークの意匠及びその付記から構成される。

(2) (マークの) 意匠部分

マークを特長づける意匠であり、ファインバブル産業会が商標登録したもの。

下記左の例では、ファインバブル産業会の登録マーク部分を指す。

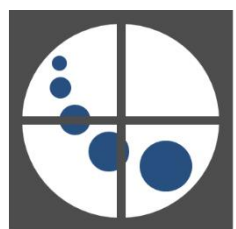
(3) (マークの) 付記部分

マーク対象となる製品・サービス(以下、「製品」)の認証登録制度上の属性及びその識別を示す英数字の列下記左の例では、“C1AUFB8b2004001”に該当する。

(4) (マークの) 説明

マークの意味を説明した文章で、マーク表示の付近に表示されるもの

下記右の例では、“本マークは、・・・認証していることを表します。”の記述に該当し、“本マーク”の意味が明確に下記左のマークであることが理解できる場所に表示されなければならない。



C1AUFB8b2004001

説明例:
本マークは、この製品サンプルのファインバブル特性がFBIAの基準に従って8bレベルであることをFBIAが認証していることを表します。

(2021年8月31日までに適用されるマークの属性)

第3条 意匠は、ファインバブル産業会の登録商標と同一でなければならない。また、付記により示される属性と識別は次による。

(1) 認証登録方式の記号

R:登録方式、C1A:1A認証方式、C1B:1B認証方式

(2) ファインバブルの属性

UFB:ウルトラファインバブル、MB:マイクロバブル、UFBMB:ウルトラファインバブル及びマイクロバブル

(3) ファインバブルの区分

サイズ区分及び個数濃度区分を示す英数字で、UFBかMBの表記の直後に記載。

区分の表記は、認証の場合のみ該当する。

上記例の場合は、8b区分のウルトラファインバブルを指す。

(4) 登録申請時表記による識別

“西暦から2000を差し引いた数字”、“登録した月”、“同月内の製品の整理番号”

付記の表示方法は、“認証登録番号”、“ファインバブルの属性及び区分”、“登録申請時表記による識別”の順に区切りなしとする。字の大きさ・色は肉眼で容易に見分けられるものとし、マークの意匠の幅を超えない限り1行以上とすることができる。

(2021年9月1日から適用されるマークの属性)

第3条の1 は、ファイバブル産業会の登録商標と同一でなければならない。また、付記により示される属性と識別は次による。

(1) 認証登録方式の記号

R:登録方式、CA:1A認証方式、CB:1B認証方式

(2) ファインバブルの属性

U:ウルトラファインバブル、M:マイクロバブル、UM:ウルトラファインバブル及びマイクロバブル

(3) ファインバブルの区分

サイズ区分及び個数濃度区分を示す英数字で、UかMの表記の直後に記載。

区分の表記は、認証の場合のみ該当する。

上記例の場合は、8b区分のウルトラファインバブルを指す。

(4) 認証登録個別の整理番号による識別

本制度の開始時点からの0001から始まる通し番号とする。なお、第3条による認証登録番号については、第3条の1による認証登録番号に年次報告時又は更新時に変更するが、認証登録者の申し出により、併用できるものとする。

付記の表示方法は、“認証登録番号”、“ファインバブルの属性及び区分”、“登録申請時表記による識別”の順に区切りなしとする。字の大きさ・色は肉眼で容易に見分けられるものとし、マークの意匠の幅を超えない限り1行以上とすることができる。

(マークの説明)

第4条 製品のユーザーに対して、対象となる製品が認証登録を受けていること、認証登録の意味などを説明する簡単な文章。認証登録制度に関する正しい情報を伝えるものでなければならない。

マークを正しく指示するように、説明の表示はマークの表示に近く設定しなければならない。

(適合例)

「このマークは、本製品がウルトラファインバブルを利用していることをファインバブル産業会が承認していることを示しています。」

「ファインバブル産業会認証登録制度により、本サンプルのマイクロバブル発生性能が試験されその結果が認証されています。」

(マークの表示方法)

第5条 認証登録証明書及びマークは認証登録の対象となる製品の属性を表明するためにのみ用いることとし、異なる製品、同じ製品の異なる属性を表明するために用いてはならない。 宣伝・広告媒体の場合には特に、申請者の自己責任に基づく属性とFBIAが認証登録する対象となる属性は十分に区別しなければならない。

認証登録対象となる属性の表現は、ユーザーが正しい属性を認識できるものでなければならない。

(不適合例)

マークとマークの説明の間に、広告表現が表示されているような広告媒体。

製品ラインアップで、多種の製品を紹介する際、そのうちの1件のみが認証登録されているにもかかわらず、すべてが認証登録されているような誤解を招く広告媒体。

(表現、表示方法の管理)

第6条 登録者は、適正なマークの説明及びマークの表示方法が保持されるように、マークのコピー、変更追加に当たって管理をしなければならない。 表示媒体と表示方法については、「ファインバブル広告・表示ガイドライン」を遵守するとともに、「FBIA製品認証・登録マークの使用及び説明表記に係る管理要綱」(以下、「マーク管理要綱」という)を作成し、これを下にコピーや変更及び追加の予定をFBIAに通知し適正かどうかの承認を得なければならない。

(表示媒体)

第7条 登録方式及び1B 認証方式に対応するマークの場合：製品及び製品パッケージ表面上、パンフレット、ビラ、カタログ、取り扱い説明書、製品仕様書、ウェブサイト、映像媒体、製品の操作パネル表面上、など。

1A 認証方式に対応するマークの場合： 指定試験ラボによる指定試験を受けた製品（型式サンプル）の表面上。

(マーク管理要綱の書式)

第8条 マーク管理要綱には次の項目を含むものとし、様式は別紙となる。

(1) マーク情報：

- 1) マーク使用許可の期日：
- 2) 付記記号：
- 3) 申請者の氏名または名称及び住所：
- 4) 対象製品の主たる用途：

(2) 使用するマーク (図を添付)

(3) 表示

管理する表示ごとに記載：(増えるごとに追記し承認を受ける。)

整理番号： (No 1 から順に)

表示媒体の簡単な説明：(例：会社ホームの製品紹介サイト〇〇ページ)

表示媒体の表示開始時期 (2020年5月)

表示媒体上のマーク貼付状況が分かる画像または説明 (画像1枚貼付など)

(マーク、マーク説明の記述、広告表示との位置関係などが読み取れる必要あり)

(別紙)

FBIA製品認証・登録マークの使用及び説明表記に係る管理要綱

制定日:XXXX年X月XX日

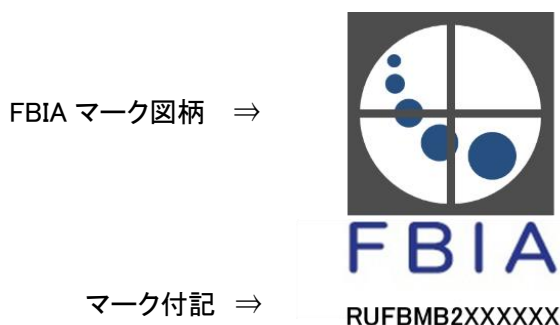
1. 目的

本管理要綱は、ファインバブル産業会が登録承認を行った登録者名の該当製品(登録製品名)にFBIA製品登録マーク(以下、マークと略称)を使用する時の表記及びその管理方法について、ファインバブル産業会が定めたルールのもと定めることを目的とする。

2. FBIA製品登録マークの表示と管理

(1)FBIA製品登録マーク

登録製品名にFBIA製品登録マークを使用するときは、以下に示された「FBIAマーク絵柄」、「マーク付記」及び、ファインバブル産業会が定めた表示ルールを厳守する。



- ① マーク図中の灰色はRGB表現で77/256, 77/256, 77/256、青色は同じく39/256, 80/256, 129/256で設定する。ただし、媒体に印刷する際のCMYKについては、ファインバブル産業会の指定がないため、RGB表現に近いものを登録者名が選定し、使用する。
- ② マーク付記は上記に示してある「RUFBMB2XXXXXX」で統一する。
- ③ マーク付記の幅が絵柄の幅を超えないようにする。
- ④ 上記とは関係のない、例えばファインバブルの性能、効果等の説明をマークの近傍に表示し、マークの一部となるような印象を与えないようにする。また、マーク図柄単体で、FBIA製品認証登録マークとして扱わない。
- ⑤ 実際の製品などに表示するFBIA製品登録マークの様式は、出来るだけ具体的な媒体をFBIAに提出し承認を得なければならない。

(2)表示媒体

FBIA製品登録マークは、FBIA製品登録制度における登録対象(製品など)の他、その包装、容器もしくは送り状、さらに取扱い説明書に表示することができる。また、パンフレット、カタログ、ホームページなどの広告資料においても使用することができる。

ただし、マークを使用する場合は、公開前に都度ファインバブル産業会にマーク使用案を提出し、確認を取る。

また、マークと併せて表示する文章も適切な説明表記であるかを、公開前にファインバブル産業

会へ確認をとり、もし、マークの意図と異なる表記があると指摘を受けた場合は、直ちに適正な表記に修正する。

住所

氏名又は名称及び法人にあつては

申請代表者の氏名

印